

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月3日
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 岩 田 功
【本店の所在の場所】	東京都新宿区本塩町14番地
【電話番号】	東京03(3357)局4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務本部 副本部長兼経理部長 伊 藤 六 一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区本塩町14番地
【電話番号】	東京03(3357)局4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務本部 副本部長兼経理部長 伊 藤 六 一
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラボウアネックスビル7階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月30日開催の当社第74期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 単元株式数の変更に伴う株式の併合の件

平成29年7月1日を効力発生日として当社普通株式10株を1株に併合する。また、発行可能株式総数を40,000,000株とする。

第3号議案 定款一部変更の件（単元株式数および発行可能株式総数の変更）

第2号議案に係る株式併合の効力発生日をもって、定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を400,000,000株から40,000,000株に変更する。また、定款第7条（単元株式数）に規定される当社株式の単元株数を1,000株から100株に変更する。

第4号議案 定款一部変更の件（取締役任期の変更）

定款第20条（任期）に規定される取締役の任期を2年から1年に短縮する。

第5号議案 定款一部変更の件（責任限定契約の締結対象者の拡大）

定款第29条（損害賠償責任の一部免除）第2項に規定される責任限定契約を、社外監査役でない監査役との間でも締結することができることとする。

第6号議案 取締役7名選任の件

取締役として、岩田 功、松浦 薫、齊藤 晋、荒居 徹、松田 清人、矢野 雅英及び椎名 幹芳を選任する。

第7号議案 監査役1名選任の件

監査役として、田中 秀文を選任する。

第8号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、和田 孝夫を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	81,513	697	0	（注）1	可決（96.65%）
第2号議案	81,919	261	0	（注）2	可決（97.13%）
第3号議案	81,972	238	0	（注）2	可決（97.20%）
第4号議案	82,006	204	0	（注）2	可決（97.24%）
第5号議案	81,999	211	0	（注）2	可決（97.23%）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第6号議案				（注）3	
岩田 功	74,433	7,777	0		可決（88.26%）
松浦 薫	79,749	2,461	0		可決（94.56%）
齊藤 晋	80,008	2,202	0		可決（94.87%）
荒居 徹	80,651	1,559	0		可決（95.63%）
松田 清人	81,531	679	0		可決（96.67%）
矢野 雅英	78,660	3,550	0		可決（93.27%）
椎名 幹芳	81,126	1,084	0		可決（96.19%）
第7号議案				（注）3	
田中 秀文	77,912	4,297	1		可決（92.38%）
第8号議案				（注）3	
和田 孝夫	68,841	13,372	0		可決（81.62%）

- （注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上